

# あいち障害者福祉プラン 2021-2026 概要 (2024年3月改訂)

## 第4期愛知県障害者計画 第7期愛知県障害福祉計画及び第3期愛知県障害児福祉計画

### 1 改訂の趣旨

本県では、愛知県障害者計画及び愛知県障害福祉計画（愛知県障害児福祉計画）を一つにまとめた、「あいち障害者福祉プラン2021-2026」（以下「プラン」という。）を2021年3月に策定しています。

このうち、第6期愛知県障害福祉計画（第2期愛知県障害児福祉計画）は、今年度末で計画期間（2021～2023年度）が満了するため、当該部分に当たるプラン第6章から第8章を中心に改訂し、新たに2024～2026年度を計画期間とする「第7期愛知県障害福祉計画（第3期愛知県障害児福祉計画）」として位置付けます。

### 2 主な改訂内容

#### 第6章 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

##### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

###### 目標

- ① 地域生活移行者数の増加  
2022年度末から2026年度末における地域生活移行者数を147人とする。
- ② 施設入所者数の削減  
2026年度末までの施設入所者削減数を185人とする。

###### 計画期間の取組

- |                 |                  |
|-----------------|------------------|
| ア 住まいの確保・充実     | イ 日中活動の場の確保      |
| ウ 相談支援体制の充実     | エ 経済的な自立支援       |
| オ 地域における理解の促進   | カ 地域生活を体験する機会の提供 |
| キ 福祉施設における支援の充実 |                  |

---

## 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

---

### 目標

① 地域における平均生活日数の増加

2026 年度における精神障害者の精神病床からの退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均を 325.3 日以上とする。

② 精神病床における 1 年以上長期入院患者数の減少

2026 年度末の精神病床における 65 歳以上の 1 年以上長期入院患者数、65 歳未満の 1 年以上長期入院患者数を次のとおりとする。

[精神病床における慢性期入院需要]

(1) 65 歳以上患者数 3,442 人 (2) 65 歳未満患者数 2,915 人

③ 精神病床における早期退院率の上昇

2026 年度における精神病床の早期退院率を次のとおりとする。

(1) 入院後 3 か月時点の退院率：68.9% (2) 入院後 6 か月時点の退院率：84.5%

(3) 入院後 1 年時点の退院率：91.0%

### 計画期間の取組

ア 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進

イ 地域生活への移行に向けた支援                      ウ 地域生活支援

エ 住まいの確保

オ 日中活動の場の確保

カ 地域における理解の促進

---

## 3 地域生活支援の充実

---

### 目標

① 地域生活支援拠点等の機能の充実

各市町村において、地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）し、コーディネーター等の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時連絡体制の構築を進めるとともに、年 1 回以上運用状況を検証及び検討する。

② 強度行動障害のある人に対する支援体制の整備

各市町村又は圏域において、強度行動障害のある人に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める。

### 計画期間の取組

ア 地域生活支援拠点等の機能の充実

イ 情報収集・情報提供による市町村支援

ウ 強度行動障害のある人に対する支援体制の整備

---

## 4 福祉施設から一般就労への移行等

---

### 目標

① 福祉施設利用者の年間一般就労移行者数の増加

2026 年度における年間一般就労移行者数を 2,153 人とする。

就労移行支援事業所：1,538 人      就労継続支援A型事業所：336 人

就労継続支援B型事業所：196 人      その他：83 人

② 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行率の向上

2026 年度における就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。

③ 就労定着支援事業の利用者数の増加

2026 年度における就労定着支援事業の利用者数を 2,134 人とする。

④ 就労定着支援事業所における就労定着率の向上

2026 年度における就労定着支援事業所のうち、就労定着率7割以上を達成する事業所を全体の2.5割以上とする。

⑤ 地域の就労支援のネットワーク強化

県において、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進める。

### 計画期間の取組

- ア 一般就労に向けた福祉施設の取組に対する支援
- イ 就労定着支援事業等の質の向上
- ウ 職業能力開発支援
- エ 企業等に対する働きかけ・支援
- オ 労働関係機関等との連携
- カ 一般就労へ移行することが困難な人に対する支援等
- キ 特別支援学校におけるキャリア教育の推進

## 5 障害児支援の提供体制の整備等

### 目標

- ① 児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
  - (1) 2026年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する。  
※ ただし、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えないこととする。
  - (2) 児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、2026年度までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。
- ② 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築  
2026年度末までに、県等において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等を活用し、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保するとともに、新生児聴覚検査から発達支援につなげる連携体制の構築に向けた取組を進める。
- ③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保  
2026年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保する。  
※ ただし、市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えないこととする。
- ④ 医療的ケア児支援センターの設置、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置
  - (1) 県において医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置する。
  - (2) 県及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、県及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。  
※ ただし、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えないこととする。
- ⑤ 移行調整の協議の場の設置  
障害児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境に移行できるよう、県において、2026年度末までに県において移行調整に係る協議の場を設置する。

### 計画期間の取組

- ア 児童発達支援センターを中心とした地域の支援体制の充実
- イ 重症心身障害児や医療的ケア児に対する支援体制の構築
- ウ 経済的負担の軽減
- エ 愛知県医療療育総合センターを中心とした支援体制の充実
- オ 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保

---

## 6 相談支援体制の充実・強化等

---

### 目標

- 相談支援体制の充実・強化等
  - (1) 2026年度末までに各市町村において、基幹相談支援センターを設置する（複数市町村による共同設置可）とともに、基幹相談支援センターにおいて地域の相談体制の強化を図る体制を確保する。
  - (2) 各市町村において、個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善等を行うとともに、そのために必要な協議会の体制を確保する。

### 計画期間の取組

- ア 情報収集・情報提供による市町村支援
- イ 地域づくりのための体制整備に向けた助言等

---

## 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

---

### 目標

- 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
  - 県及び各市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築する。

### 計画期間の取組

- ア 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者等研修の実施
- イ 各サービス分野における質の向上に向けた支援
- ウ 市町村の職員等に対する障害福祉サービス等に係る研修の参加の働きかけ
- エ 事業者に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係市町村との共有

## 第7章 障害福祉サービス等の見込量と確保策等

### 1 障害福祉サービス等の見込量と確保策

#### 1 主なサービス等の見込量

※ 市町村の見込量の積み上げ

サービス等種別		2023年3月実績	2026年度見込量
訪問系サービス	居宅介護	367,936 時間/月	418,948 時間/月
	重度訪問介護	225,592 時間/月	255,917 時間/月
日中活動系サービス	生活介護	312,668 人日/月	339,706 人日/月
	就労移行支援	44,214 人日/月	55,978 人日/月
	就労継続支援B型	275,942 人日/月	346,537 人日/月
	福祉型短期入所	18,153 人日/月	22,693 人日/月
居住系サービス	グループホーム	8,919 人 /月	12,369 人 /月
	施設入所支援	3,811 人 /月	3,732 人 /月
相談支援	計画相談支援	12,820 人 /月	15,664 人 /月
障害児支援	児童発達支援	84,636 人日/月	122,651 人日/月
	障害児相談支援	4,706 人 /月	5,759 人 /月

#### 2 サービスの確保策

##### (1) 訪問系サービス

- 全ての居宅介護事業者が重度訪問介護を実施することを目指し、働きかけます。
- 居宅介護事業者等に対して、行動援護、同行援護、喀痰吸引等事業への参入を働きかけます。

##### (2) 日中活動系サービス

- 介護保険と障害福祉サービスを一体的に提供する「共生型サービス」等の新規参入の促進を図ります。
- 看護職員を配置した福祉型強化短期入所サービスの提供を進めます。

##### (3) 居住系サービス

- グループホームの整備を推進するとともに、支援の質の確保を図ります。

##### (4) 相談支援

- 相談支援従事者等研修を実施し、相談支援専門員の確保を図ります。
- 相談支援に関するアドバイザーを各圏域に設置し、助言やネットワーク構築に向けた指導・調整など広域的専門的な支援を行います。

##### (5) 障害児支援

- 児童発達支援管理責任者研修を実施するなど、人材の養成に努めます。

---

## 2 圏域の現状とサービス見込量

---

※ 圏域ごとに、障害福祉サービスの利用状況や今後の見込量等を記載します。

---

## 3 障害福祉サービス等以外の見込量と確保策

---

### 1 子ども・子育て支援等

子ども・子育て支援等の利用を希望する障害のある子どもが希望に沿った利用ができるよう、市町村と連携し、ニーズの把握を行うとともに、「あいち はぐみんプラン 2020-2024」と調和を図りながら、その提供体制の整備に取り組みます。

### 2 医療的ケア児等を支援するコーディネーターの配置

医療的ケア児等を支える地域づくりを推進する役割を担うコーディネーターの配置を進めるため、医療的ケア児等コーディネーター養成研修を実施し、人材の養成に努めます。

### 3 就労支援

一般就労への移行及び定着に向けた取組を行うとともに、愛知労働局を始めとする関係機関との連携の強化を図り、障害保健福祉施策と労働施策の双方から重層的に取り組みます。

### 4 発達障害のある人に対する支援

愛知県医療療育総合センターに設置した「あいち発達障害者支援センター」を中心として、医療、保健、福祉、労働、教育等の各分野の関係機関の連携を強化し、総合的な支援体制の整備に取り組みます。

また、発達障害の早期発見や発達支援、成人期の発達障害のある人への支援方策等について、「発達障害者支援体制整備推進協議会」において、引き続き検討します。

### 5 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健所が市町村へ必要に応じた支援を行い、精神保健福祉センターにおいては人材育成・研修等を進め、重層的な連携による支援体制の構築を進めます。

### 6 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

計画的な人材養成を推進するとともに、指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対して、指導監査を適正に実施し、その結果を関係自治体と共有します。

### 7 障害福祉サービスに従事する者の育成等及びサービスの質の向上のために講ずる措置

研修等を通じた人材の養成、サービスの評価など、適切なサービスの選択・利用を支援する仕組みを身近な地域に整備していきます。

---

## 4 県の地域生活支援事業の実施に関する事項

---

### 1 専門性の高い相談支援事業

- ア 発達障害者支援センター運営事業
- イ 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業
- ウ 障害児等療育支援事業
- エ 障害者就業・生活支援センター運営事業

### 2 広域的な支援事業

- ア 相談支援体制整備事業
- イ 精神障害者地域生活支援広域調整等事業
- ウ 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業

### 3 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣

- ア 手話通訳者養成研修事業
- イ 手話通訳者派遣事業
- ウ 要約筆記者養成研修事業
- エ 要約筆記者派遣事業
- オ 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業
- カ 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業
- キ 失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業
- ク 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業
- ケ 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業

### 4 人材育成等その他の事業

- ア 障害支援区分認定調査員等研修事業
- イ 相談支援従事者等研修事業
- ウ サービス管理責任者等研修事業
- エ 身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業
- オ 障害者ピアサポート研修
- カ 視聴覚障害者情報提供施設運営事業
- キ 盲人ホーム事業
- ク 障害者社会参加促進事業

## 第8章 目標一覧

障害福祉計画に関する事項は19項目。 ※ 第6章で設定した成果目標を再掲します。